

○議事日程（平成二十四年六月二十九日第三日）

日程第一	會議録署名議員の指名
日程第二	諸般の報告
日程第三	養老の日を定める条例の制定について
日程第四	養老改元一三〇〇年事業基金条例の制定について
日程第五	養老町都市公園条例の一部を改正する条例について
日程第六	養老町防災会議条例の一部を改正する条例について
日程第七	物件供給契約の締結について（オンデマンドバス購入事業）
日程第八	物件供給契約の締結について（消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業）
日程第九	物件供給契約の締結について（放射性物質測定装置整備事業）
日程第十	認定第一号 平成二十三年度養老町上水道事業会計決算の認定について
日程第十一	議案第六十九号 平成二十三年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第十二	議案第七十号 平成二十四年度養老町一般会計補正予算
日程第十三	議案第七十一号 平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長		松永民夫
○出席議員		
一	番	岩永義仁
二	番	長澤龍夫
三	番	大橋三男
四	番	三田正敏
五	番	吉田太郎
六	番	早崎百合子
七	番	野村永一
八	番	田中敏弘
九	番	松永民夫
十	番	皆川雅子
十一	番	中村辰夫
十二	番	岩瀬進
十三	番	水谷久美子
○欠席議員		
なし		

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝
副町長	西脇正博
教育長	野村浩太郎
総務部長兼 総務課長	安藤淳一

総務部参事兼 総務部企画政策課長	問山孝通
総務部税務課長	田中信行
住民福祉部長	日比重喜
住民福祉課長	伊藤公一
住民福祉課長	松永博孝
健康福祉課長	高木久之
住民福祉課長	柏渕裕昭
産業建設部長	川地豊己
産業建設課長	加藤敏博
産業建設課長	伊藤博文
産業建設課長	西脇和信
水道建設課長	伊藤幸
会計管理者兼 会計課長	香川満
教育委員会事務局長兼 スポーツ振興課長	佐藤昌子
教育委員会課長	藤田実芳
教育委員会課長	小林恒夫
生涯学習課長	
消防課長	

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 山中秀樹
議会事務局書記 野村孝子
議会事務局書記 稲川諭実彦

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(松永民夫君) おはようございます。

平成二十四年第二回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。

全員の御起立をお願いします。

傍聴者の皆さんも御一緒をお願いします。

私が前段を読み上げますので、後段の御唱和をお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。

本日の会議の遅刻者を報告します。四番 三田正敏君より遅刻の連絡がありましたので、報告します。

ただいまから、平成二十四年第二回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(松永民夫君) それでは日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百十条の規定によって、十三番 水谷久美子君、一番 岩永義仁君を指名します。

○議長（松永民夫君） 次に日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に各常任委員会が開催され、付託案件の審査報告が議長に提出されました。詳細については、後ほど委員長より報告を求めます。

なお、議案第七十号 平成二十四年度養老町一般会計補正予算について、議案書の一部に記載誤りがあったため、執行部より正誤表が提出されたので、お手元に配付しております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に日程第三、議案第六十二号 養老の日

を定める条例の制定について及び日程第四、議案第六十三号 養老改元一三〇〇年事業基金条例の制定についての二議案を一括議題として上程します。

この二議案は、総務民生委員会に審査を付託してありましたので、ここで委員長より審査の経過、並びに結果についての報告を求めます。

総務民生委員長 早崎百合子君。

○総務民生委員長（早崎百合子君） 総務民生委員会の報告をいたします。

去る六月二十日午前十時より、委員並びに議長、並びに執行部の出席のもと総務民生委員会を開催いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました議案第六十二号 養老の日を定める条例の制定について及び議案第六十三号 養老改元一三〇〇年事業基金条例の制定についてであります。

その主の論点及び審査の経過は、次のとおりであります。

まず、議案第六十二号 養老の日を定める条例の制定について

に關しましては、一、養老の日を中心とした、その趣旨にふさわしい行事の具体的な内容についての問いに対しては、養老の日を中心にとは、十一月十七日が平日になった場合、前後の土・日を中心に行事を行う、行つてほしいという意味である。具体的な内容としては、今年度は十一月十六日から十八日までの三日間とし、養老公園にて、産業フェスティバルと秋祭りを一体化して開催し、養老の日にふさわしい記念講演、シンポジウムなどを行う。また、今後は町の公共施設を土・日二日間無料開放したり、「家族の絆 愛の詩」発表会を、将来的にはその日を中心として開催できるように、教育委員会と調整したりしていきたいという回答でありました。

二、今後産業フェスティバルは、総合体育館ではなく、養老公園で実施することになるのかの問いに対しては、二〇一七年までは、産業フェスティバルと秋祭りを一体化したようなイベントを養老公園で行いたいと考えている。ただし、その時期に農産物の品ぞろえがそろつかどうか、また交通の足についての指摘もあり、実際に開催してみないとわからないこともあるので、総合的に考え、判断していくという回答でありました。

三、ネーミングを養老改元の日ではなく、町政の施行日と誤解されかねない養老の日とした理由についての問いに対しては、ほかに、養老町の日、養老改元の日といういろいろな案としてはありましたが、養老という言葉の意味である、老いを養うとか、お年寄りを大切にすることや、町民にとって誇らしい養老改元という史実を含め、これらのことを養老町から全国に発信したいと考え、養老の日としたという回答でありました。

四、条例の素案づくりは、外部でも検討されたかどうかについての問いに対しては、企画政策課の養老改元一三〇〇推進室を中

心に検討をし、ほかの職員にも意見を求めながら役場内で作成しており、外部では検討していないという回答でありました。

次に、議案第六十三号 養老改元一三〇〇年事業基金条例の制定について関しましては、一、基金への寄附については、どの程度、どのような範囲、どのような体制で行うのか。そして、目標金額の設定についての問いに対しては、寄附については、養老町を応援してもらう方であればだれでも受けたいと考えており、町内については広報「ようろう」、ＣＣネット、インターネット等を活用し広報する。また、養老町から大都市圏へ出ている方などへは、インターネット以外に、町民から基金に対して理解してもらえる方を紹介してもらい、パンフレットを持ってお願いに行きたい。目標金額については現在未定だが、一円でも多く寄附金が集まるよう各種団体へお願いをしたり、議員にもお力添えをいただくことになると思う。ただし、高齢者等には、いろいろな形で詐欺まがいの寄附の勧誘があるかもしれないので、要項等に養老町では寄附を強要することはない旨の文句を載せていただくという回答でありました。

二、寄附金は寄附金控除の対象になると思うが、きちんとした領収書を渡す予定があるかの問いに対しては、個人の場合は所得税と住民税の寄附金控除が受けられること、また、企業の場合は損金算入がされることをうたったパンフレットを作成する。なお、これらの控除を受けていただくため、受領証明書等は必ず発行するという回答でありました。

三、寄附金が思うように集まらないときの金額と事業のバランスについての問いに対しては、事業計画については、現在推進室にて各事業ごとに大まかな整備の仕方や事業費の算出、そして国・県等の交付金制度の有無についてまとめている段階である。

町としては、中・長期的な財政計画などもつくる中で、優先順位をつくり、寄附金や町の財政支出のできる範囲内で遂行していきたいという回答でありました。

四、二〇一七年までの経費に充てるための五年間に限ったものにとらえてよいのかの問いに対しては、基本的には、そのように考えている。ただし、その後もこの基金条例の制定の趣旨にふさわしい事業は実施すべきと考える。養老町を応援していただける方には、この基金条例は廃止するが、ふるさと納税制度を使って寄附していただければありがたいという回答でありました。

審査に付した養老の日を定める条例の制定について及び養老改元一三〇〇年事業基金条例の制定については、質疑、討論、採決の結果、二議案とも挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務民生委員会に付託された審査内容及び審査結果の報告といたします。

○議長（松永民夫君） 総務民生委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。この案件については総括質疑が終了しておりますので、所属以外で審査の経過及び結果についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、日程第三、議案第六十二号 養老の日を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第四、議案第六十三号 養老改元一三〇〇年事業基金条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第五、議案第六十四号から日程第九、議案第六十八号までの五議案については、議会初日に提案理由の説明が済んでおりますので、逐条上程後、直ちに質疑に入ります。

○議長（松永民夫君） それでは日程第五、議案第六十四号 養老

町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第六、議案第六十五号 養老町防

災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 今回の改正は、委員の定数は二十二名というところで、これは変わりませんが、各個々の中で、人数が指定してあったのが今度解除されたということ、何か意味があるのでしょうか。

○議長（松永民夫君） 安藤総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（安藤淳一君） ただいまの田中議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

議員さんおっしゃられるとおり、全体の人数については二十三名以内ということでございますが、この中で第三条の第五項、それぞれ一から七までということで人数が指定してございました。

そのうち、この五号のその二の、町長がその部内の職員のうちから指名する者九人ということで、これまで役場の担当課長等がこの九名ということが入っておったわけでございますが、今回の機構改革によりまして、部長制が新たにできたということで、その部長をこの中に含めたいということ、この人数を九名ということに限らず、全体で二十二名ということにして、中で職員の数等を調整したいというふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） 八番のその他町長が必要と認める者、これも四名以内ということになっておりましたが、先ほど説明がありましたように今回は人数がありません。この内容の中で、今回は公募というのはされるのかどうか、特に防災に関しては現場の声が必要ではないかと、重要になると思いますので、こういった面はどのようにお考えでしょうか。

○議長（松永民夫君） 安藤総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（安藤淳一君） 皆川議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

これまで、その他ということ、その他町長が必要と認める者ということで四人以内ということで、これまでこの防災会議の中では、例えば赤十字奉仕団の委員長さんとか、女性防火クラブの会長さん、社協の事務局長さん、医師会の代表ということで参加

していただいております。先ほど、公募というお話ですが、こうした防災会議の中でそれぞれの役割等がございますので、それに適当といえますとあれですが、そうした中で必要とあればそうした二十二名以内の中で役員さんを選定して、この防災会議のほうに参加していただくように、これから検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第七、議案第六十六号 物件供給契約の締結について（オンデマンドバス購入事業）を議題とします。

ただいまより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 入札回数と、四社が指名競争入札の参加をされたということですが、最高入札価格についてお尋ねいたします。

○議長（松永民夫君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 水谷議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、入札回数でございますが、二回の入札で、初回に予定価格に達しませんでしたので、二回目の再度入札をいたしまして、二回目で落札いたしました。

それから、入札の最高金額とは、一回目でしょうか、二回目の分。

○十三番（水谷久美子君） 一回、二回で。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 両方ともですか。最高金額ということで、一度目は一千二百五十万二千円でございます。それから、二回目につきましては、一千百六十五万二千円、これに消費税を掛けた分が今の契約額になっておりますので、以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 今回は、十人乗りのワゴンということで、これまでは二十九人の大型で色も青色というようなことで、利用者にとっては非常にわかりやすいバスだったというふうに思いますが、今回購入のトヨタハイエース四WDは、ボディーの色、ボディーの表示、さらに出入り口の低床化については、どのように考えておられますか。

○議長（松永民夫君） 伊藤建設課長、自席で答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） まず、車の車体の色でござ

います。契約をいたしましたので今発注しておりますので、白ということ、ホワイトで決定しております。それで、おっしゃいますように、なるべく目立つようにということは、予算の関係もございしますが、これからちよつと工夫していこうかと思っております。

それから、福祉バスというほどではございませんけれども、乗りおりが低い車でございますし、手すりとステップつきという特殊車両にはなっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 利用者にとりましては、バスが来たということ、何分も前から待つておられるような姿をよく見かけます。白のトヨタハイエースは非常によく走っている車ですので、ボディーに対しては本当にわかりやすい形をお願いしたいというふうに思います。それと、大野町も民間委託によってオンデマンドバスを委託しているわけですが、非常に利用しにくいというふうな声も聞き及んでおりますが、そこに登録して乗りたいというふうなことで連絡しても、すつと通っていくことのないような形で非常に工夫が要ると思いますので、その辺の環境を本当に整えていただきたいというふうに思います。

それから、これはちよつと議長におられますが、出向の方は町長のように「はい」ということで元気よくやってください。議会改革の面からもよろしくお願いしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 答弁、要りますか。

○十三番（水谷久美子君） 要りません。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第八、議案第六十七号 物件供給

契約の締結について（消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業）を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第九、議案第六十八号 物件供給

契約の締結について（放射性物質測定装置整備事業）を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） 契約方法なんですけど、随意契約という形で、お話に聞きますと、この機械については特殊部品だということとで、再度その説明をお願いしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 川地農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川地豊己君） ただいまの長澤議員の御質問にお答えをいたします。

今回の放射性物質の測定装置整備事業につきましては、初日に町長のほうからも御答弁がございましたけれども、検査業務の実施に伴って、検査職員の配置を最小限にとどめると。また、効率的な検査体制を整えるために、夜間も無人稼働で実施できる機種の選定が必要であると。また、検査業務に当たりまして、枝肉価値の低下を最小限にするというようなことから、総合的に判断をいたしました。随意契約をいたしたところでございます。

こういった機種につきましては、ほとんどのメーカーが代理店制度をとっておりまして、今回私どもが購入しようとする機械につきましては、この一社しかこの機器が取り扱えないということで、随意契約にさせていただいたところでございます。以上でこ

ざいます。

○議長（松永民夫君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、保証期間やメンテナンスの対応はどのようになりますか。

○議長（松永民夫君） 川地農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川地豊己君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

基本的には、メーカーの保証期間としては一年ということになっております。一年間は故障をしても、無償でメーカーが責任を持つて対応していくということでございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） じゃあ、二年後のメンテナンス契約はどのようにお考えですか。

それと、納入期限ですが、平成二十四年九月十八日ということですが、利用者の皆さんは本当に一日も早い納入を待っておられますが、現時点でいづごろ、この納入期限九月十八日、八月のせめて中旬ぐらい、今すぐにでもということをお考えいただけます。この納入期限に対する設定の根拠についてお尋ねします。

○議長（松永民夫君） 川地農林振興課長、自席で答弁。

○産業建設部農林振興課長（川地豊己君） ただいまの御質問の件でございますけれども、先ほど申し上げましたように、メーカーの保証期間が一年でございますので、二年目以降は納品した業者との間で補修の業務委託契約の締結をしていきたいというふうに

考えておるところでございます。

それから、納期につきましては、九月十八日ということで設定をさせていただいておりますけれども、業者との話し合いの中で、できるだけ早い時期ということ、八月の下旬には何とか納品できないかなあとということで今考えております。以上です。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 今のところについて、どの場所に設定するのか、ちよつとお聞きします。

○議長（松永民夫君） 川地農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川地豊己君） ただいまの吉田議員の御質問にお答えいたします。

議員も食肉センターの建物の概要というのは御存じかと思えますけれども、今考えておりますのは、検査員室ですね。門から入っていたいたすぐ左側にございますけれども、その一階に部屋がございますので、そこに今回の機器を設置しようというふうに考えております。以上です。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） この機械ですけれども、操作に当たるのは何名の予定でしょうか。

○議長（松永民夫君） 川地農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川地豊己君） 現在、基本的には一名の職員でというふうになら考えております。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十、認定第一号 平成二十三年

度養老町上水道事業会計決算の認定について及び日程第十一、議案第六十九号 平成二十三年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての二議案を一括議題として上程します。

この二議案は、産業建設委員会に審査を付託してありましたので、ここで委員長より審査の経過、並びに結果についての報告を求めます。

産業建設委員長 野村永一君。

○産業建設委員長（野村永一君） 産業建設委員会の報告をいたします。

去る六月二十一日午前十時より、委員及び議長、並びに執行部の出席のもとに産業建設委員会を開催いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました認定第一号 平成二十三年度養老町上水道事業会計決算の認定について及び議案第六十

九号 平成二十三年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

その主な論点及び審査の経過は、次のとおりであります。

まず、認定第一号 平成二十三年度養老町上水道事業会計決算の認定についてに関しましては、一、有収率の減少についての問いに對しては、有収率が低い理由としては、昨年度は池辺地区への配水を第二ポンプ場から第四ポンプ場に切りかえた関係で、大量に排泥をしており、現在も数カ所し続けているとのこと、漏水が主な原因と考えられる。昨年度は、漏水調査を行っていないが、今年度は九月ごろから漏水調査を実施する予定であり、特に有収率の下がっている第二ポンプ場と第四ポンプ場管内を集中的にやっていく、あらゆる面から調査をし、水道課で計画を立てて、できることから順次取り組んでいきたいという回答でありました。

二、第四ポンプ場の有収率が特に低い理由についての問いに對しては、漏水が主な原因と考えられるが、流量計に異常はなく、また給水戸数の計上誤りもないという回答でありました。

三、今年度の有収率の目標値の問いに對しては、前年度より五%増を目標にしたいという回答でありました。

四、不納欠損がふえた要因と今後の対策についての問いに對しては、不納欠損がふえた要因は、件数としては九十九名の四百四件で大きな変化はないが、企業の大口の滞納者がふえているため、今後の対策としては、現在は職員による臨戸訪問を行い、昨年八月には文書を出して誓約書も取っているが、履行されない方には、さらに強い対応をしていきたい。また、滞納する企業に對しては、税情報も確認しながら徴収に当たりたいという回答でありました。

五、企業債の返還についての問いに對しては、返還期間は元金

返還が始まる五年後から二十五年間の予定で、年当たりの返還金額は元利合わせて九千万円ほどであるという回答でありました。

六、耐震管の布設計画についての問いに対しては、今年度の耐震管の布設予定は高田地内二・五キロメートルであるという回答でありました。

七、消防団や地区の水利点検の消火栓使用に対する今後の対応の問いに対しては、有収率に影響するような水量ではないが、地区の水利点検として、実際には水路の清掃に使われることを承認してきたこともあり、規制するのは難しいところがある。しかし、過去には無断で消火栓を使用し、バルブを急に全開したために水が濁ったこともあったので、取り扱いには十分注意するように指導していきたいという回答でありました。

次に、議案第六十九号 平成二十三年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてに関しましては、特に質疑、討論はありませんでした。

以上、審査に付した平成二十三年度養老町上下水道事業会計決算の認定について及び平成二十三年度養老町上下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、質疑、討論、採決の結果、二議案とも挙手全員により原案のとおり認定及び可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設委員会に付託された審査内容及び審査結果の報告といたします。

○議長（松永民夫君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。この案件については総括質疑が終了しておりますので、所属以外で審査の経過及び結果についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ただいまの委員長報告の中で、不納欠損についてですが、九十九名、四百四件というふうに報告を受けたと思いますが、これはどういうふうに考えればいいのか。九十九名、四百四件という根拠がよく理解できないので、その点についてお尋ねします。

○議長（松永民夫君） 野村永一君、答弁。
自席でお願いします。

○産業建設委員長（野村永一君） ただいま水谷議員の御質問の不納欠損九十件、四百四名の中身でございしますが、戸数が九十件、それから一件当たりじゃなくてトータル名で、人数でいくと四百四名というふうな御説明がございました。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） そうしますと、不納欠損九十九件、四百四名というふうに理解してよろしいか。

○議長（松永民夫君） 産業建設委員会委員長 野村永一君、答弁。

○産業建設委員長（野村永一君） はい、そうです。

○議長（松永民夫君） そのほか質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 報告のとおり、上水道事業の運営は給水、収益等の収入が減少となり、企業償還が増加する厳しい経営状況が今後は見込まれると、このように報告がございしますが、きのう

一般質問の中で、町民プールについては、今後事業運営については指定管理者制度を導入したいと、このような意思表示がございましたが、上水に関しても全国的にもそういう動きがあるように思いますが、その辺の討議はなされたか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 産業建設委員会委員長 野村永一君、答弁。

○産業建設委員長（野村永一君） ただいまの田中議員の御質問は、恐らく指定管理者制度についての御質問と私は解釈しましたが、上水道の指定管理者制度についての質疑はございませんでした。

○議長（松永民夫君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより順次、討論、採決を行います。

それでは、日程第十、認定第一号 平成二十三年度養老町上水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第十一、議案第六十九号 平成二十三年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第十二、議案第七十号及び日程第十三、議案第七十一号の議案については、議会初日に提案理由の説明が済んでおりますので、逐条上程後、直ちに質疑に入ります。

○議長（松永民夫君） それでは、日程第十二、議案第七十号 平

成二十四年度養老町一般会計補正予算を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） 歳出のところですが、総務管理費の企画費でありますが、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業という委託料が出ておりますが、B級グルメ発掘の委託料というふうに伺いましたが、もう少し詳細にお聞きしたいと思います。

それからもう一点、衛生費の保健衛生費でございますが、公害

対策費が出ております。この中で高度処理型合併浄化槽の設置が五十基大坪台でというお話がございましたが、これは随分大きな事業だったと思いますので、この詳細についてお聞かせいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（松永民夫君） 問山総務部参事、答弁。

○総務部参事兼総務部企画政策課長（問山孝通君） 皆川議員の御質問にお答えしたいと思います。

一三〇〇年プロジェクト事業ということで、B級グルメを開発したいという町長の初日の提案理由の説明がございました。その内容をどのような御質問でございすけれども、まだ現在、最終的にはどのような姿が望ましいのかというようなことについては検討している段階ではございすけれども、基本的には、一般にB級グルメと言われるものは、例えば養老町であれば養老町でしか味わうことのできない庶民の食べ物を開発、または発掘していくということでございます。

それで、現在、うわさといひますとおかしいわけでございますけれども、商工会の青年部さんともいろいろ御相談をしているわけでございますけれども、青年部さんのほうでも自主的に目標を持って新しい味を開発していきたいというようなお考えがあるようでございますけれども、我々は養老町民の方、養老町内にお住みの皆さんが主にはなると思ひますけれども、やはりもう少し広い意味で、西南濃地域の皆様から、養老町を応援してやろうと言われるような方々にも私どものほうからお願いをしながら、養老町の新しい、養老町でしか食べることのできないようなものを開発してまいりたいというふうに基本的には思ひております。

この事業は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の中の重点分野、雇用創出事業ということで、十分の十事業を活用し、今申し

上げましたような内容を事業を展開していきたいというふうに考へておりますので、当然緊急雇用創出でございすから五名ほどの雇用者を臨時的に、この議会で御承認いただくということになれば、九月ぐらいから来年の三月までの間、臨時的に雇用して、そのような方が、それぞれのところでいろいろなお店を中心に回っていたりしながら、御協力の御依頼を申し上げてまいりたいというふうに思ひております。

そのようなスタッフの募集につきましては、当然ハローワークでの募集であったり、町のホームページ、またそのほかのホームページでも御協力いただければというようなことを考へておりますし、地元のタウン誌、大垣が中心になりますけれども、そのようなタウン誌への掲載をしながら、そのようなスタッフの募集も考へていきたいと思ひております。

それで、先ほど少しスタッフの雇用の中で、来年の三月末までぐらいというお話をさせていただきましたけれども、基本的にはこのようなB級グルメの募集をしているんだと、どういうような趣旨で募集をしているんだというような広報活動が一番大切になるだろうと思ひております。ですから、先ほど申し上げましたように、臨時的にスタッフの雇用は九月ぐらいから考へておりますので、その後すぐにいろんな形でまずスタッフを募集し、十月ぐらいからB級グルメの募集をしてまいりたいというような計画をしております。

B級グルメのそれぞれの方から応募を募るわけでございますけれども、基本的には今年度いっぱいにかかって募集をしてまいりたいと。そのB級グルメの決定ということには来年以降と、来年の春にB級グルメの決定のイベントを開催していきたいというふうに考へております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 高木生活環境課長、答弁。

○住民福祉部生活環境課長（高木久之君） 皆川議員さんの質問にお答えいたします。

まず、大坪台の浄化槽についてでございますが、大坪台の団地はできまして三十年以上が経過しておりまして、大坪台として大型の集中浄化槽が設置してありましたが、これが二、三年前よりよく故障して、水質的にも衛生基準を保たれないような状態になって、どうするかということを大坪台で話し合いをされたそうです。それで、いろいろな意見があつて、コミュニティプラントとか、各家の合併浄化槽をつけるとか、いろいろな方法がございますが、大坪台の団地の規模からいきますと、集中浄化槽よりも各家の合併浄化槽が適当じゃないかというように町のお話でもお話をさせていただいておったんですが、ちょうどこのお話があつたときに、財団法人の環境管理技術センターの合併浄化槽転換助成交付金というのでもたまたま出てきましたので、これも得て、単独浄化槽じゃなくて、各戸の合併浄化槽でやるということが決まったそうです。

あそここの団地ですけれども、軒数的には五十九件ほどあるんですけれども、既に留守になつている家とか、空き家とか、そういう家も除きまして、一応五十軒を町のほうから申請しまして、国とか県の内示を五十軒分いただきました。それにつきまして、内訳でいきますと、五人槽が三十七個、七人槽が十軒、十人槽が三軒の計五十軒でございます。

これに対して、補助金を交付するということが決定いたしました、今年度の四月から事業が始まつておりまして、一応八月中旬に終わるという予定でございましたが、多少伸びると、十月ぐらいになるのではないかというふうに承つております。以上でございます。

ます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） 一三〇〇年祭のB級グルメ、ハローワークのほうで五名を募集するというふうで、またホームページ等でもやるということでございましたが、この五名という方は、何か資格があるとか、そういう特別に何かお持ちの方を選ばれるのか。この大事なB級グルメを選定していく、また広報をしていく場合に、相当の知識がないと進めていけないんじゃないかと思ひます。特に、食に關しましては、今後大きな影響があると思ひます。一三〇〇年祭を成功させていくために、食はこうなんだよという、この養老町から世界に発信していくという大きな目標がございますので、そういったことを中心になつてこれからおやりになるこの五名、一年ぐらいの期間だと思ひますが、相当の力がないと説得できないこともあるし、また選定できないことではないかと思ひます。どのような方が選ばれてこられるんでしょうか、内容をお聞きしたいと思います。

それからまた、今生活環境課の課長から御答弁いただきましたが、大坪台の三十年以上たつて五十九軒がまとまつたということは、非常にうれしいことだと思ひます。助成金を使ってやったという話もございました。この助成金の内訳について、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（松永民夫君） 問山総務部参事、自席で答弁。

○総務部参事兼総務部企画政策課長（問山孝通君） 御質問にお答えいたします。

基本的には私ども、臨時的に雇う雇用者につきましては、資格等は考えておりません。といいますのは、そのような方が各お店

等を回っていただきまして、その店の方にこういうことで養老町でこういうB級グルメの新しい食品を開発しているんだというようなことで御協力いただけませんかというような意味合いであったり、そのB級グルメとはどういうものでありますよといううなことを、基本的にはお店の皆様に御協力依頼のために回っていただく。それとか、先ほど申し上げましたように、タウン誌への情報を載せていただくような編集作業に携わっていただくといううな一般的な方で、その方の能力が一般的な知識があればどんなでもできる問題だろうと思っております。

ただ、そのような方を採用した後でございますけれども、当然その方が養老町の顔として、そのようないろいろなお店等を回っていただくということになりますので、マナー研修であるとか、それぞれの内容に基づいたようなスキルアップの研修は、当然これは委託事業で行いますので、委託した会社のほうでお願いをしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 高木生活環境課長、自席で答弁。

○住民福祉部生活環境課長（高木久之君） ただいまの助成金の内訳でございますが、一般の町の合併浄化槽の補助金が五人槽ですと四十四万四千円、これは一件当たりですが、内訳は町が三分の一、国が三分の一、県が三分の一です。そのほかに、今回大坪台がもられました財団法人環境管理技術センターの交付金の関係ですが、一般の町の助成金四十四万四千円の半額の二十二万二千円、合計で合わせますと五人槽を設置されたお宅で六十六万六千円の補助金をもらわれたということになります。七人槽につきましては、一般の浄化槽の補助金が四十八万六千円、これに對しまして環境管理技術センターの分が二十四万三千円、合計で七十二万九千円でございます。十人槽につきましては、一般の合併浄化

槽の補助金が五十七万六千円に對しまして、環境管理技術センターの交付金が半額の二十八万八千円、計八十六万四千円ということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） お店を回って依頼すると、その後タウン誌に載せていくということでございますが、私ちよつと納得できないですけれども、普通ハローワークである程度の条件とか、そういうのを言っておかないと、回ってお願いして、はいそれよろしいよというのではなくて、やっぱりある程度食品に興味があるとか、そういうことでないと先が思いやられるのではないかなと思います。これは考え過ぎかも知れませんが、やはりある程度こちらでマナーも研修を受けてもらうという内容でございますので、それなりの条件をつけて、内容をつけて募集しないと、先行き困るんではないかなと思います。

それから、今の太坪台の件ですけれども、本当にこれは行政の尽力も大だったんではないかなと思います。五十軒をまとめるだけでも大変、これは地域の方がしっかりとやりになったやに聞きました。最初、技環境の会議があったときに養老町長がワークショップに出られて、そしてそこでパネラーを務めた、そのときの助成金の内容でございました。そのときにも議員さんの中では、これは本当に養老町で実現していくといねというお話もたくさんございましたが、現実養老町でここまでまとめてやられたというのは、本当にすばらしいことだったなと思います。

まだ、各町内では、現在までの浄化槽が古くなっているのどうしようかという地域もございますので、こういったすばらしい助成制度があるということを押出し出していただいて、大坪台がモ

デル的なケースになるんじゃないかなと思いますので、ぜひ後々御尽力いただき、養老町内の水洗化に一步も二歩も踏み出していただけたいと思います。

高度処理についてはいいんですが、もう一度、一三〇〇年祭のB級グルメ、五名のハローワークへお願いされる方の内容ですね。それをどのようにされていくのかだけ、お伺いしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 問山総務部参事、自席で答弁。

○総務部参事兼総務部企画政策課長（問山孝通君） 御質問にお答えをいたします。

基本的には、私も先ほど申し上げたのは、どなたでも、先ほど皆川議員が言われましたように、このB級グルメの開発、それから養老町に対して、いろんな意味で熱い思いを持ってお見えになるような方が基本的には選考基準にはなってくるだろうと思っております。

それで、この開発事業につきまして、私も先ほど申し上げましたように、そういうノウハウを持ったような業者に委託をしていきたいというふうに考えております。ですから、その業者と決まった後に相談する中では、当然でございますけれども、そのような食品関係に明るいような方、それから今申し上げましたように地域振興、地域おこし、そのようなことについて知識があるような方が望ましいというようなことは、当然それ以前の段階で考えております。ですから、そういうようなお気持ちがあれば、どなたでも基本的には応募していただいて結構だろうというふうに思っております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） ただいまの高度合併浄化槽の件ですけど、今お聞きしたところによりますと、五十九軒中五十軒ということ聞いております。そうなりますと、補助金については技環境から町の半分ということですので、七百六十七万二千円の二分の一、三百八十三万六千円、それだけが大坪台のほうへおりるということとはわかるんですけど、恐らく集中の大型浄化槽が入っているから、その撤去費に使われるんだというふうに私は思うわけなんですけど、例えば五十九軒中のうち五十軒ということになりますと、九軒が今は外へ出ているとか、住んでいないということになります。それを撤去しますと、その九軒がもとへ戻られたとき、そういう場合に垂れ流し状態になるということが考えられますので、五年間はこの制度も対応できるんですけど、それが五年以降にこちらへお戻りになったときには、そういうような制度もできませんので、その辺のところを九軒の方に十分に説明できてお話しできるようにしていただきたいと思えます。以上です。

○議長（松永民夫君） そのほか質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 十ページの土木費の中央公園の事業について、ナイター基を交換するというところで、十九基と聞いていますけど、どのぐらいの状態であるか、ちよつと説明をお願いします。それと、教育費の保健体育総務費の中で、社会福祉の中でスポーツ施設の予約システムということ、どのような形の内容でやるか、説明をお願いします。

○議長（松永民夫君） 香川教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼スポーツ振興課長（香川 満君） 失礼し

ます。ただいまの吉田議員さんの御質問に御回答申し上げます。

中央公園野球場は、六灯の夜間照明器具が立っております。そのうち、ランプは九十六個ついております。町長の御説明の中にもありましたように、十九カ所の球ですね。当然球だけじゃなくて機械、取りつける安定器も含めて、いわゆる十九カ所が今現在消えているということでございます。それで、緊急工事改修工事ということなんですが、ぎふ清流国体が行われまして、曇天の日、あるいは延長になりまして夜間や夕方に差しかかるというときに、ある程度の光が必要だということで緊急に修理するわけでございますが、内野の鉄塔につきましては外部足場は必要なくて、クレーン車をつつて修繕したいと。外野はちよつとクレーン車が入りませんので、足場をつくらなだめだということで、今回補正予算で計上させていただきました。

二点目の、スポーツ施設の予約システムの導入事業でございますが、町長のほうからの説明にもありましたように、パソコンや携帯電話から養老町のスポーツ施設、もちろん社会体育施設でするので、今回地域活性化センターより内示をいただきましたので、それを充てますが、学校開放施設につきましては該当外ということで、今回は社会体育施設のみを対象にして体育施設のあき状況をパソコン及び携帯電話から見ていただいて、事前に申し込みもできます。ですから、このシステムでは、当然、現在毎月二十五日の日に利用調整会議も体育館で開かせていただきますが、機械上で調整をすることができるといふことでございます。

大垣市さんなんかは、使用料を先払いされるような形で、すべて口座落としをやってみえますが、本町では口座から落ちないという可能性もありますので、後払い制度をとっていききたいと思っておりますので、当然、本予約をされた折に料金を納めていた

くような形にしていきたいと思っております。

それと、集計がたちどころにできますので、日計、週計、月計、年計、それを施設ごと、あるいはスマイルグラウンドだったらスマイルグラウンド、総合体育館だったらアリーナ部分、会議室、すべてが場所ごとにも集計できますので、そういう意味ではこのシステムを導入する価値があるかと思ひます。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 先ほど、今の皆川議員の質疑にもありました、県の歳入で重点分野の雇用創出事業補助金を使って改元一

三〇〇年の事業をやるのと同時に、教育費の中の社会教育総務費で文化財のアーカイブ事業としても委託を見ておられます。この教育費の文化財のアーカイブ事業の内容をお聞かせ願いたいということ、それから先ほど問山参事からの答弁もありました。

ただ、ハローワークで五名募集するという言葉が、今皆川議員の中からの質問で出ておりましたが、その辺のところは委託料で事業をやるはずですので、ハローワークの五名募集というのはどこから出てきたのかちよつとわかりませんが、私が聞き間違えておれば別ですけど、問山参事の答弁の中では、広報活動で委託事業をやるというお話では納得はいきますが、ちよつとその辺のところをいま一度質問したいという、二点について御質問いたします。

○議長（松永民夫君） 藤田生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（藤田実芳君） ただいまの中村議員の質問についてお答えします。

本事業は、県補助金、重点分野雇用創出事業補助金として十割

の補助金をいただいて活用し、養老公園関係資料整備の活用事業としております。

事業については、養老公園を中心とする歴史資料の整理とデジタル化を行い、養老公園における観光や文化財の保護、継承に活用可能な資料整備を行います。内容については、養老公園に関する聞き取り調査を行い、また調査により所在が明らかになり、保有者の同意を得られたものについては整理、デジタル化を行います。資料整理対象は、おおむね八百点を予定しており、聞き取り調査によって所在が明確になり、資料を整理分類し、目録を作成し、また古文書を一点ずつ中性紙封筒に入れ、保存性や利用の利便性を考慮した保存箱に収納し、保有者に保存していただきます。

なお、養老公園内の旅館等においては、補助金申請に当たり事前にお願ひし、立ち会いのもと古文書等の確認ができておりますので、保有者の方には、今後の保存に関する説明をしたところ了解を得ておりますので、これを進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 問山総務部参事、答弁。

○総務部参事兼総務部企画政策課長（問山孝通君） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど、皆川議員のほうにも御説明をさせていただきましたけれども、説明不足だった面があるだろうと思いますので、私ども、この事業はすべて業者へ委託をしてまいりたいというふうに考えております。それで、業者へ委託するときの条件として、先ほど申し上げました緊急雇用制度を使うわけでございますので、基本的にはこの総予算の約六割ほどでございますけれども、六割ほどはその人件費として、緊急的に人を雇う人件費としてお願いをし

たいということは、その契約の中でうたつていきたいというふうに考えております。

その契約の内容の詳細につきましては、先ほど申し上げました人件費の問題、これは臨時的な雇用者を雇う人件費でございます。それから、先ほどいろいろお話をしましたけれども、B級グルメをつくるために、どのようなことを考えてやったらいいのかというようなことについては、詳細は、今後業者が決まりましたら、その業者といろいろ御相談を申し上げながら行っていきたいという全体的な流れでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 両方の関係は、すなわち一三〇〇年事業に絡んでの関係がしてあるんではないかというふうに、社会教育総務費についても同じでございますが、改元一三〇〇年事業の関連でされておるといふふうに解釈をしいいかどうかわかりませんが、勝手に解釈すればそういうふうに思いますが、この辺のところ、雇用事業については、非常に県もこの事業をなかなかやりにくいという話で新聞紙上に載っております、県としてはもうやめたいというような話がございますが、実質的にこの委託をする関係の業者なんかについては、大分後ろ向き姿勢のところがあるというふうに伺っております。すなわち、B級グルメの関係の広報活動をする人を雇う。また、文化財の関係のアーカイブ事業に関する委託事業についても、今までこのアーカイブについては、社会教育の中で象鼻山関係をやってきておられますが、今回は特に養老の関係をというようにところもあるようですが、今年なら一三〇〇年事業の中で文化財の整理もしていくことも大切

であるというふうに思っていますし、そのようなことも伺っておりますので、ぜひその辺をもうちょっとうまく、片や教育委員会や町長部局というような形で、同じ事業ではないかもしれませんが、同じような方向性を持っている事業であるというふうに思いますので、その辺のところをいま一度整理をうまくできないかと思いますが、その辺、副町長、答弁お願いします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 私どものほうは、この一三〇〇年事業とアーカイブ事業は、全く別物で考えておりますので、このアーカイブのほうは、養老町として養老町の歴史を後世に残していくといった意味で、ぜひやっていかなきゃならないという強い思いもございます。一三〇〇年は、ある程度は期日の決まった事業になると思いますけれども、アーカイブだけは、これは今がチャンスであるというふうに、ぜひやりたいということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（松永民夫君） 野村教育長、答弁。

○教育長（野村浩太郎君） 今、このアーカイブ事業と一三〇〇年祭との関連ということをおっしゃったわけですが、奈良時代の資料というのはほとんどないと。今、我々が調査をして、この町内に保存されておる資料、古文書は、ほとんど江戸時代以降ということで、今回のこの事業は、この養老公園というのは、岐阜県の公園でも本当にトップを切る一番古い公園ということで、明治の養老公園が公園として最初に制定されたころのものが、もし出ればありがたいと、それはそれなりに非常に大きい意味を持っておりますので、そういうことでやっておりますので、ちょっとこの一三〇〇年と関連づけるというのは難しいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 十ページですけれども、有害駆除事業の件についてお尋ねしますが、日吉地区ということでございますが、私たちの河北地区でございますけれども、近年はクマが出たとかいうことは余り聞いてはおりませんが、平成十六年、十七年ごろにはクマが出て大変だったということも聞いておりますが、現状ではどのようなことで調査などをしておられるのか。シカとかイノシシとかはたまに出てくるという話は聞きますが、それは別としまして、有害となるものについての調査とか、現状、今どういうような活動をしていらっしゃるんですか。現状をちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（松永民夫君） 川地農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川地豊己君） ただいまの早崎議員の御質問にお答えをいたします。

今現在の有害鳥獣の状況でございます。例年、県のほうで野生鳥獣による農作物の被害状況調査というのをやっておるわけでございましてけれども、私どもは町内の関連地域の区長さん、または農業委員さん、あるいは改良組合長さんあてに、実態調査ということでお願いをしておるわけでございます。

ちなみに申し上げますと、この調査報告の内容でございますが、平成二十二年度の有害鳥獣、いわゆるシカとかイノシシの被害の面積が十・二五ヘクタールという数字が出ております。また、それに対しまして平成二十三年度は三十・〇一ということで、約三倍近くの面積が報告されておるわけでございます。被害金額につきましては、平成二十二年度で約三百万、それから平成二十三年

度で二百六十万という報告がされております。

ちなみに、今回日吉地区の象鼻山のふもとで、地域ぐるみで有害防止対策が行われるということで、今回補正予算に計上させていただいておりますけれども、日吉地区におきましては、約九ヘクタールの被害面積と、約八十万円の被害があるということ、調査報告の結果が出ております。現在、町の補助金等を活用していただきまして、それぞれ地域で個別に取り組みを行っていただいておりますけれども、これもなかなか個別単位では取り組みが十分機能しないということで、今回県のほうの補助金も活用いたしまして、地域ごとにできればやっていきたいということで、実は昨年、この有害鳥獣の被害防止対策協議会というのを立ち上げたところでございます。その中で、今回日吉地区の橋爪地区でございまして、ぜひとも自力施行型で取り組みたいという声が上がりましたので、今回補正予算に計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 私も、高度処理合併浄化槽についてお

尋ねたいんですが、今、団地の中を歩きますと、本当に穴ぼこになっております。五人槽でも、高度処理合併浄化槽は思ったよりも大きな穴になっているという声も聞きますし、また転換助成交付金というふうな言い方ではなく、技環境からお金ももらえたので本当に助かっていると、そういうふうな声も聞くわけですが、それでも、勉強不足で恐縮ですが、転換助成交付金というのは、こういうふうに数が集中してまとまっている場合にのみ交付される

のか、各個人が転換する場合にも対象になるのかということ、回りますと、いろんな条件のところに設置をされているわけですが、それでも、大体受益者負担はどれくらいになるかというところが非常に気になるところですけれども、もし概算的にでも平均的なことがわかれば、お教えいただきたいと思います。

○議長（松永民夫君） 高木生活環境課長、答弁。

○住民福祉部生活環境課長（高木久之君） ただいまの水谷議員の質問にお答えいたします。

まず、平均的な経費ですけど、各家によって事情が違いますので、一概には答えることができませんが、聞いた話によりますと、五人槽で大体総額で八十万から九十万ほどと聞いておりますので、補助金が、町の高度処理合併処理浄化槽の補助金四十四万四千円と、ただいまの財団法人環境管理技術センターの補助金が二十二万二千円、合わせますと六十六万六千円ですので、そこを差し引きすると約二十万前後というか、二、三十万というような数字なってくるのではないかと思います。

それと、どういう人が財団法人環境管理技術センターの補助金を受けられるかという御質問に關してですが、これは私のほうが主體的な補助金でないのちよつと調べましたところ、年間で総額三千万、そのうち大坪台のように集中浄化槽が設置されている、大型の浄化槽から各戸の合併浄化槽に変わる場合につきましては、三千万のうちの二千万がそちらの対象に使うと。残りの一千万に對しては、くみ取りをやってみえる家庭とか、単独浄化槽が入っている家庭から合併浄化槽に切りえるときに受けられるのが一千万ということをお聞いております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） 先ほど、B級グルメで業者に委託をするというお話が参事のほうからございましたが、問山参事のほうの説明にも、商工会のほうでも計画を立ち上げておるということをお話されました。現実、私もその取り組みを一部話を聞かせていただいて、頑張っておる、そういう思いでしておりますが、若い人の考え方をより育てるという意味で、特にこの業者委託をする中に、彼らの言い分も取り入れるということをして、ドッキングした形の中でB級グルメができないのかなあと、かように思いますが、その辺の考え方を教えたいただきたいと思えます。

○議長（松永民夫君） 問山総務部参事、答弁。

○総務部参事兼総務部企画政策課長（問山孝通君） 三田議員の御質問にお答えいたします。

当然、私もB級グルメをつくるだけが目的ではございません。当然、そのことの広報等を含めまして、養老町ではこのようなB級グルメがあるんだと、養老町はおいしいものが食べられるんだというようなことを、やはり全国なり、県内には発信していく義務も当然伴ってあるわけでございます。そのようなことを進めるためには、やはり養老町民の皆様が、このB級グルメをかわいがっていただくということが一番前提になるだろうと考えております。当然、そのようなことになると、やはりその普及啓発等の中心的な役割を担っていただくのは、商工会等の皆様が中心になっていただくということが必要になってくるだろうと思っております。ですから、そのようなB級グルメをつくるだけで私も考えているわけじゃなくて、今後の養老町をいかに全国にPRできるかというように前提に考えておりますので、先ほど三田議員のほうから御提案がありました商工会の皆様、特に

若い青年部の皆様とは、現在もいろいろなお話をしながらこの事業のあり方等についても検討している段階でございます。今後、業者等が決定した後は、当然商工会の皆様等にもその業者との打ち合わせの中には入っていただきながら、ともに連携をしながらよりよいB級グルメを開発していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十三、議案第七十一号 平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

今回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も今回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

この第二回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関するすべての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第二回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関するすべての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定しました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

総務民生、産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定しました。

○議長（松永民夫君） これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

平成二十四年第二回養老町議会定例会を閉会します。長い間、御苦労さまでした。ありがとうございました。

（閉会時間 午前十一時八分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十四年六月二十九日

議長 松 永 民 夫

議員 水 谷 久 美 子

議員 岩 永 義 仁